

脱炭素社会調査特別委員会の設置について

- 1 本議会に委員12人以内をもって構成する脱炭素社会調査特別委員会を設置する。
- 2 議会は、脱炭素社会調査特別委員会に対し、次の事件を付託する。
 - (1) 脱炭素社会に関する調査
 - (2) 地球温暖化に関する調査
- 3 脱炭素社会調査特別委員会は、議会の閉会中も調査を行うことができるものとし、議会在本件の調査終了を議決するまで継続して調査を行うものとする。